



しょう 障がいのある人もない人も

共に暮らしやすい福島県づくり条例



この条例は、障がいのある人もない人も互いを理解し、尊重し、支え合い、共に暮らしやすい社会の実現を目指して、平成31年4月に施行されました。

その後、条例の施行状況や障害者差別解消法の改正などをふまえて見直しを行い、条例の一部を改正しました！

(令和6年4月1日施行)

条例を理解するための2つのキーワード

不当な差別的取り扱いの禁止

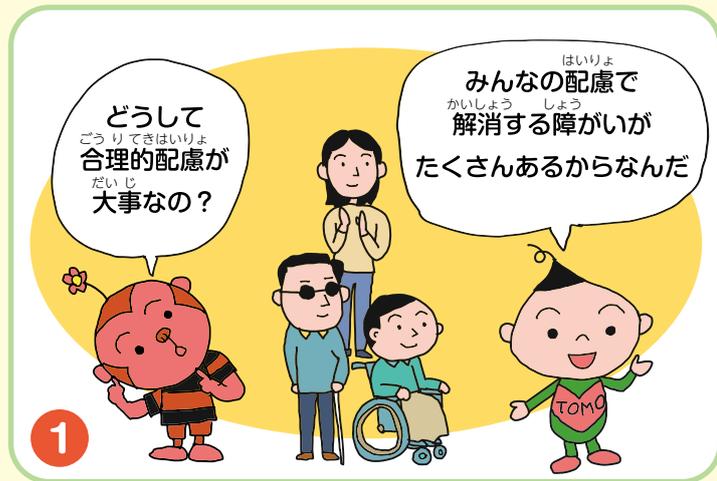
障がいがあるという理由だけで、障がいのある人とない人を差別することを禁止します

合理的配慮の提供

障がいのある人の求めに応じて、障がいのある人とない人が平等な生活をするために必要な配慮をしましょう

令和6年4月から何が変わったの？

事業者による合理的配慮の提供が努力義務から義務になりました。



合理的配慮で障がいのある人もない人も共に暮らしやすいふくしまけんに！



障がいに関するマークの紹介

ヘルプマーク

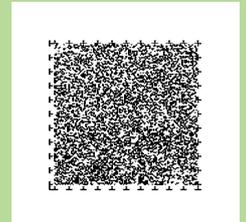
外国人から分かんなくても援助が必要なことを周囲の方に知らせるマーク

ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法に基づき、啓発のためのマーク

オストメイトマーク

人工肛門などを造設している方(オストメイト)のための設備があることを示すマーク



みんなでできることを考えよう！

かんが

みせ
お店で ▶ 手の届かない場所にある商品
をかわりに取って渡す

これでですね

まどぐち
窓口で ▶ 難しい説明をするときにイラ
ストや簡単な言葉を使って説
明する

これで
いかがですか？

しょくば
職場で ▶ 作業場所や休憩時間の調整な
どルールを柔軟に変える

ホッ

ちよこ
休憩して
みたら？

いんしょくてん
飲食店で ▶ 視覚障がいがありタッチパネ
ルを操作できない方の注文を
かわりに行う

いんしょくしやいしやいけ

イベントで ▶ 問い合わせを電話だけでなく
FAXやメールでも受け付ける

FAXで

X-11で

受け付けました

でんしゃ
電車で ▶ ヘルプマークを付けている方
に席をゆずる

ごきげんよう

● 障がいを理由とする差別でお困りの方へ ●

障がいを理由とする差別でお困りのご本人やそのご家族、また、合理的配慮について相談したい県内の事業者の方は、
下記の福島県障がい者差別解消相談専用ダイヤルまでご相談ください。専門の相談員がお話を伺います。

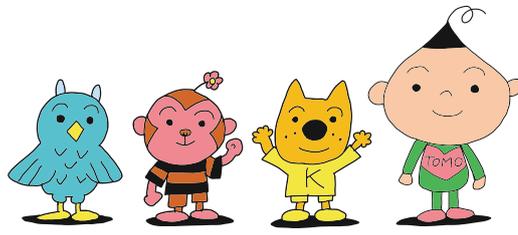
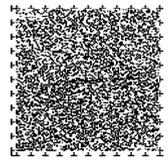
福島県障がい者差別解消相談専用ダイヤル

☎ 024-521-8740

平日 8:30～17:15 (年末年始を除く)
メールや FAX での相談も受け付けています。



メール : shougai Fukushi@pref.fukushima.lg.jp FAX : 024-521-7929



発行 : 福島県保健福祉部障がい福祉課
電話 : 024-521-7170 FAX : 024-521-7929
メール : shougai Fukushi@pref.fukushima.lg.jp